

道路事業

交通政策部 道路課

道路事業とは…

事業の目的

交通の安全性・利便性の向上とその円滑化を図ることを目的とし、快適な生活環境の確保又は地域の活力の創造に資する。

道路の役割

道路は、社会経済活動を支える基本的な社会資本であり、人や車に対する交通機能に加えて、上下水道や電線類などの公共公益施設を収容し、採光・通風・防災等のための空間機能を有している。

佐賀県の道路整備方針

- 幹線道路ネットワークの整備
 - ・広域幹線道路の整備促進
 - ・幹線道路の整備促進
- ぐらしに身近な道路の整備
 - ・歩道の設置、ユニバーサルデザイン化
 - ・生活圏内道路の整備
- 道路防災の推進
 - ・緊急輸送道路等における防災対策の推進
 - ・橋梁長寿命化修繕計画等に基づく計画的な点検や修繕の実施

整備系道路事業の道路改良(バイパス・現道拡幅)について



3

整備系道路事業の歩道整備について

○整備前



・交通量が多いが、歩道が設置されていないため、危険な状況

○整備後



・用地買収を行い歩道を設置

歩道設置: 歩行者等が多い道路において、歩行者等の安全かつ円滑、快適な通行の確保のため、自動車交通とは分離した歩行空間を新たに確保すること。
また、交通状況の変化により、現在の利用形態に合わない狭い歩道の幅員を拡幅すること。

4